平成23年度包括外部監査の措置状況(案)について

前回の委員会で説明した代表的な6補助金に係る措置 状況(案)を資料4から抜粋

1 包括外部監査とは

従来の監査委員制度に加えて、外部からの目による監査機能の強化を図るため、地方自治法により実施 が義務づけられた監査。

毎会計年度、公認会計士等の専門家と包括外部監査契約を行い、県の事務執行の効率化や組織運営の 合理化を図ること等を目的に、特定のテーマを決めて監査を実施している。

2 平成23年度包括外部監査のテーマ

大分県における補助金等について

3 措置状況

総括的意見	指摘事項•意見
①事後のフォローとモニタリング、及び評価	32
②評価指標の重要性	18
③コンフリクト(葛藤、競合、対立等)への対処	5
④戦略的な発想の必要性	20
⑤対象を明確にして周知を徹底する必要性	8
⑥モデル事業の課題	3
⑦県という立場を生かして	5
⑧対象と対象外の峻別、コストの圧縮	12
⑨地域の実状を十分に考慮する必要	2
⑩ナレッジ(知識や知恵、経験、知見等)の活用	3
⑪事業の継続能力	5
⑩真実な報告及び相互牽制(内部統制)	75
合計	188

※複数の総括的意見にまたがる指摘・意見があるため、重複あり。

平成23年度包括外部監査の総括的意見及び代表的な補助金

No.	代表的な補助金	総括的意見	要点
		①事後のフォローとモニタリング、及び評価	事後の十分なフォローとモニタリングの徹底
	地域活性化総合補助金	③コンフリクト(葛藤、競合、対立等)への対処	補助金の目的達成と事業継続のバランス
		④戦略的な発想の必要性	事業の選択と集中
1		⑤対象を明確にして周知を徹底する必要性	事業実施範囲と助成対象の明確化
'		⑧対象と対象外の峻別、コストの圧縮	最小のコストでの最大の成果の追求
		⑩ナレッジ(知識や知恵、経験、知見等)の活用	過去や他部局の実績の活用
		⑪事業の継続能力	事業主体の事業継続能力の確認
		⑩真実な報告及び相互牽制(内部統制)	事業主体の内部牽制や内部統制の充実指導
2	大分県社会福祉事業団自立支援事業費補助金	①事後のフォローとモニタリング、及び評価	事後の十分なフォローとモニタリングの徹底
2	簡易水道等施設整備費補助金	②評価指標の重要性	適切な評価指標の設定
3	間勿小坦寺旭政笠佣負ભ助並	⑦県という立場を生かして	県としての調整能力の発揮
4	小規模事業経営支援事業費補助金	②真実な報告及び相互牽制(内部統制)	事業主体の内部牽制や内部統制の充実指導
E	大分県企業立地促進補助金	①事後のフォローとモニタリング、及び評価	事後の十分なフォローとモニタリングの徹底
	八刀尔正木工地促進門列亚	④戦略的な発想の必要性	事業の選択と集中
6	おおいた竹林再生モデル事業費補助金	⑥モデル事業の課題	モデル事業の普及

平成23年度包括外部監査の代表的な指摘事項・監査意見に対する措置状況(案)

補助金名		指摘事項·意見	措置状況	所管部局	報告書ページ	
	【東部振興局】 指摘事項②	地域活動支援枠で鉄輪の団体に対して施設の改装、低温スチーム機器の購入費、ホームページ制作等に1千万円を補助しているが、現在のところこの補助金の効果は極めて限定的と考えられ、本来団体が自主事業としてやるべきものではなかったかと考えられる。また、振興局としてもその後の実績数値等、実態の把握が十分に行われていなかったと言わざるをえない。		よと っ 門 I D 状	38	
	【東部振興局】 指摘事項③	地域活動支援枠で鉄輪温泉の旅館業者に対して施設の改装、特産品開発販売所設置に関して1千万円を補助している。 既存のホテル内に加工所をつくり、販売所において加工した商品を提供するとともに、里の駅として、そこに県産品も陳列、販売することをもっての補助であるが、鳥獣被害対策として、猪・鹿肉の販売ならびに流通の販路拡大については、その効果は弱いと考えられる。また、振興局としてもその後の実績数値等の把握等を行っていなかった。 鳥獣被害対策として、猪・鹿肉の販売ならびに流通の販路拡大の目的で補助したのであるから、販路拡大に協力するよう要請すべきである。	イノシシ、シカの精肉及びその加工品(ウィンナー)は、従来から常時店頭販売しており、販路拡大に一定の役割を果たしている。また、低温スチーム加工した蒸de喜商品としてのイノシシ、シカ肉商品についても、補助事業者が病院食としての利用可能性を探るなど販路開拓のためのセールスを行っており、また、今年の7月にはイノシシ、シカ肉をそぼろにした「わっぱ飯」を新たに販売するなどの販売努力をしており、振興局としてもその取組を支援している。なお、地元で生産される野菜や養殖魚、水揚げされる魚類なども低温スチーム加工して販売されており、店舗以外でも定期的に社会福祉施設に納品するなど地域の特産品のアンテナショップとして活用されている。今後も、里の駅として地元素材を使った加工品等の製造・販売の拡大を要請していく。		38	
4. 地域活性化 総合補助金	【中部振興局】 意見②	マグロの大消費地である大分市等に向けてPRL、「まぐろのまち・つくみ」のイメージを定着させ、地域間交流人口の増加と地域経済の活性化を狙ってマグロ市の開催(地元物産店舗でのまぐろの解体実演・販売等)に対する補助を行っている。 イベントに対する補助はそれだけに終わらせるのでなく、参加者(一般来場者も含む)にアンケートを実施して潜在的なニーズや問題点を把握するとともに、開催後の反省会などにより、改善点を把握するなどのフォローが必要である。このことによって、補助金の効果も大きく変わってくると考えられる。	24年度からの実施事業については、試食の無料配布など同様の事業については、目標値の設定やアンケートの実施など、イベントがPRだけに止まらず、次のステップにつながる工夫をするよう指導していく。また、今年度に新たに作成した事業実施後の効果を検証するための実績確認票により、事業の成果や反省点、改善点等が検討されているか確認している。		企画振興部	41
	【南部振興局】 指摘事項②	地域生産の養殖魚や定置網等で漁獲される天然魚に釣り放題式の付加価値をつけた海上釣り堀施設を整備することに対して県は5千万円補助している。 海上釣り堀施設の整備について、複数の業者の見積書、納品書、請求書等で同一様式のものが検出された。しかも、同一業者で複数の異なる様式の請求書を提出しているケースがあった。このことについて振興局に調査を依頼したところ、事業実施の決定が遅れ、決定から実施までの期間が短く、事務局において統一様式を各社にデータで渡して依頼を行ったことにより、様式が同一となって経れ、決定から実施までの期間が短く、事務局において統一様式でもおにである場合ではない。またとの回答を得た。取引の公正性及びその検証体制について疑念をもたれるようなことはすべきではない。また、目的は地域の養殖業者を援助するということになっていることから、今後、この地域の養殖業者全体に恩恵が及ぶよう、仕入れ等の工夫を行ってもらいたい。また、現在、業績自体は順調に推移しているという認識を持っているようであるが、事業自体の特殊性を考慮すると、より一層営業活動に力を入れるように、県はさらなる指導を行う必要がある。	関係書類の審査体制を整備し、疑念を持たれることのないような事務処理に心がけていく。また、今年の3月から6月までの仕入れ状況を確認したが、特定の業者に偏ることなく、地域の7社から仕入れを行っており、地域全体に効果が及ぶように引き続き指導していく。なお、月毎の来場者数を毎月チェックしており、引き続き経営状況には注視しながら、今後も定着に向けてフォローアップしていく。		42	

補助金名	指摘事項·意見		措置状況		報告書ページ	
11. 大分県社 会福祉事業団 自立支援事業 費補助金	意見①	ついて交付先からの実績報告の内容も改善すべきである。 今後は、積立金が交付先の内部留保となっていないか、適切に福祉事業に使	平成23年度の交付申請から、事業計画書に今後の施設改修・改築計画を記載させることとし、実績報告においては補助金を積み立てた基金の取崩しの内訳を報告させることとした。また平成24年度中に、これまでの補助金の積立状況及び使途を改めて整理・報告させたい。なお、福祉保健部長、地域福祉推進室長及び障害福祉課長は現在、事業団の理事及び評議員となっており、今後も積立金が適正に使用されるよう指導する。	福祉保健部	69	
22. 簡易水道 等施設整備費 補助金	意見①	県の水道普及率について、相当な地域格差が存在するが、市町村合併により普及率の低い地域が普及率の高い地域に含められ、数字上平準化されているため、問題が表面化しにくい状況にある。水道事業等は一義的には市町村が事業を行う責任があるが、県としても県民の生命に関わる重要な生活のインフラである水道に対して市町村に積極的に事業に取り組むよう働きかける必要がある。市町村の主体性を尊重しつつも、その行う活動に単に補助金を出すのみではなく、県内の地域格差解消という観点から、必要度の高いところに必要な事業が行われているかといった視点で当該事業を行っていくことも、県の立場として存在意義があると考える。	この事業は国庫補助事業の内、水道普及率の向上につながる事業に絞って県費を上乗せ補助しており、補助率は過疎補正や財政力指数補正により地域格差に配慮して決定している。 今後は、水道未普及地域の実情を調査等で把握し、その情報を元に必要度の高い地域に必要な事業を行っていく。	生活環境部	98	
	【杵築市商工会】 意見④	領収書綴りの払出し簿はあるが、使用状況まで管理した受払い簿となっておらず、領収書の管理が不十分である。使用後の領収書綴りも回収し、書き損じ処理等の適切性について検証し、これに係る内部統制を充実させる必要がある。	領収書綴りの受払い簿を整備し、管理体制を改善した。領収書の連番管理、内部牽制の観点から複数職員による管理、職員に対する取扱上の留意点の周知徹底等により適正な運用に努めている。 上記については、商工労働企画課において、6月21日の実地調査により確認した。	_		107
	【日田地区商工会】 意見①	目標値の定め方として、努力すれば何とか達成できるレベルにしなければ、目標としての本来の機能は発揮できない。そういう意味で現在の目標の定め方は実態にそぐわず、目標の機能を勘案したものとなっていない。 過去の実績や今後の方向等個別事情も考慮して、より適正な目標値を設定すべきである。	巡回指導目標等については、過去の実績を勘案し職員の能力を最大限に発揮できるよう組織として 設定するなど改善を図るとともに、指導内容の充実に努めている。 上記については、商工労働企画課において、6月12日の実地調査により確認した。		113	
24. 小規模事業経営支援事業費補助金	【商工会連合会】 意見②	今後、巡回指導を徹底し、事業者ニーズをさらにつかんで対応する 必要があるとともに、指導する立場にある連合会としては、各商工会 の経営指導員の育成・能力向上のために一層の努力をする必要があ る。	(1)事業者ニーズの把握とそれを踏まえた対応の必要性 平成24年度は、地域の事業者ニーズに即した商工会事業の実施を目的として、県内商工会の 全会員を対象とした「会員ニーズアンケート」を6月に実施した。結果については、各商工会に還 元し、アンケート結果を踏まえた巡回計画、及び巡回方法等の対応計画を立案する際の資料とし て活用する。 本会においても、総務委員会、理事会、会長会議でアンケート結果の報告と対応策について協 議し、平成24年度は、予算措置等を伴わないものは下半期から実施する。予算化が必要なもの については、平成25年度から実施する。 (2)経営指導員の育成・能力向上に対する本会の取り組み等 事業者ニーズを分析し的確に実行していくためには、指導担当職員の育成と能力向上が必須 であることから、意識改革、職務能力向上、専門性向上を柱とした教育研修体系に基づく職員研修を通じて指導育成に取り組む。 管理職研修では管理職の役割及び指導能力の向上を図るための研修内容に重点を置く。経営 指導員の研修では、資格取得、事業者ニーズの気づきとその助言方法等、自発的な能力向上に 向けた取組の啓発を行う。 上記については、商工労働企画課において、10月の実地調査により確認予定。		115	

補助金名	指摘事項·意見		措置状況	所管部局	報告書ページ	
24. 小規模事業経営支援事業費補助金	【商工会連合会】 意見④	理事会等においては単に巡回件数だけでなく、経営改善普及事業に関する実状を認識し、より戦略的な話し合いが必要である。 監事の監査についても総じて指摘は少なく、深度ある業務監査、会計監査ができているのか明確ではない。 各商工会のガバナンス上の問題であるが、連合会は商工会を指導する立場として、あるべき姿を明確に提示して、各商工会の適正化に努力すべきである。	理事会及び内部監査の充実に向けた取り組みについて、24年度から以下のように実施する。 (1)監査の充実 監事及び会計理事を対象とした研修会を開催し、業務監査及び会計監査のあり方について 指導する。 (2)理事会議事の充実 理事会における議論の充実を図るため、当該会議に諮るテーマ等の提供等、組織運営の活性化に向けた支援を行う。 (3)商工会運営の適正化に向けた取り組み 商工会長及び役職員を対象とした研修の実施、新チェックリストによる商工会への適正化指導、及び商工会の中期計画(マスタープラン ※)の改正版において組織の目指すべき方向性を示す等により対応する。 ※商工会マスタープランは、合併後の商工会のあるべき姿を見据え平成19年度に作成された 商工会の中期計画である。対象期間は平成20年度から24年度で、本年度は計画の見直しを行う。 上記については、商工労働企画課において、10月の実地調査により確認予定。	商工労働部	商工労働部	115
	【佐伯商工会議所】 意見③	未収金の消し込みと現金の取り扱いを分けることや領収書の管理を徹底することによって、最低限の内部統制を整える必要がある。 領収書については管理状況が悪く、管理簿がないことや連番が付されていない綴りがある。また、会計担当者の印がないため、実際にチェックがなされたのか判明しない状態のものがあった。早急に改善する必要がある。	平成24年度4月より領収書の管理については、未収金の消し込み作業と現金の取り扱いに関しては 担当者と会計係に分担したうえ、所属長がそれをチェックし、押印するシステムをより厳格化した。 また領収書発行については、今年度より管理台帳を整備し、担当者別、会計種別ごとに連番をつけた 領収書を年度ごとに発行し、年度末に回収するようにした。また、押印欄も各会計所属長の押印欄を設 定することにより、管理体制をより強化した。 上記については、商工労働企画課において、10月の実地調査により確認予定。			124
44. 大分県企 業立地促進補 助金	意見	企業立地促進事業として誘致件数を効果の検証指標に上げている。しかし、当該事業には4つの補助金制度があり、各補助金がどれだけ成果をあげているかという効果の検証は十分ではない。事務事業評価の検討は企業立地促進事業全体の評価であり、補助金個別の評価の検討が不十分である。当該補助金を利用する企業は、半導体設計・製造業や非鉄金属製造業、加工食品製造業や精密ゴム製品の製造など様々な製造業等があるが、県は、補助金を支出した各企業に対し出荷額や生産量などの概要調査を行っている。これらを業種別に細分化して、どの業種の企業がどれだけの実績を挙げているかということを検証し、効果的・効率的な企業誘致につなげていくべきである。	企業誘致は、企業の設備投資や雇用の創出などの直接効果のみならず、地場企業の技術力向上や ビジネスチャンスの拡大、税収増などの間接効果もあり、地域経済の活性化に大きく寄与することか ら、積極的に取り組んでいる。 補助対象企業を含む県内企業の実績については、企業概要調査や500社訪問を通じて毎年把握し ているほか、最新の投資計画情報も入手に努めている。 今後は、これら調査結果の業種毎分析など一層の検証に努め、工業統計調査や企業情報サービス 等も有効に活用しながら、効果的・効率的な誘致活動を行って参りたい。	商工労働部	189	

補助金名		指摘事項·意見	措置状況	所管部局	報告書ページ
73. おおいた竹 林再生モデル事 業費補助金	意見①	竹林面積の拡大防止について、県においても、平成21年度に竹林活用や竹材利用の推進を総合的な観点から検討するため、県の関係部課室で構成する竹プロジェクトチームを設置している。プロジェクト会議の検討結果の資料を見ると、同年12月と平成22年2月、3月の3回にわたり、竹肥料の可能性や竹チップボイラーの暖房試験や竹製エコバックの開発等新用途・新事業への可能性を検討している。竹林整備の取り組みを継続する一方、竹材の用途開発・販路開拓を引き続き検討すること、具体的には竹入紙や竹肥料、竹ペレット燃料等の用途・需要の開発・拡大を図ることで一致し、竹問題を県民へ提起するとともに環境団体ボランティアの竹林整備を推進することとしており、資料の最後には「今後も必応応じて会議を開催し、部局横郎的な連携を推進する」という形で締めくくられている。しかし平成22年度においては会議が開催されていない。 放置竹林の増加は続いており、県は本腰を入れて継続的な対策に乗り出すべきである。	増加する放置竹林問題を検討するため、県庁内の関係部局等で構成する竹プロジェクトチームを設置、竹林整備や竹材の用途開発利用等の推進について3回にわたり検討し、様々なアイデアが提案された。しかし、いずれの需要・用途開発もコスト面(伐竹・搬出・運搬)で課題があり実施が難しく、基本的な方向として竹林整備を重点的に実施することとした。 県の竹林面積は管理放棄箇所を中心に増加傾向にあるが、全てが県民生活や経済活動に支障があるわけではなく、しかも、竹林整備にはヘクタールあたり200~300万円の処理経費がかかることから、整備にあたっては箇所を絞り込み、さらに個人が実施するものと公共で実施するものを整理する必要がある。また、整備手法や効果を県民や所有者等に示す必要もあることから、平成21年度内に「おおいた竹林再生モデル事業」を予算化し、先ずは県主導で県民の目に触れやすい里山林周辺で拡大する荒廃竹林をモデル的に整備し、広葉樹林化やタケノコ生産等に適した竹林へ誘導することとした。 (平成22~23年度実績) ①タケノコ生産等のための優良竹林化、16箇所、約27ha ②広葉樹林化、15箇所、約20ha ③ 竹粉砕機活用による竹林整備、約80ha など計約127haを整備また、問題意識を持ったNPO法人やボランティア団体が森林環境税(提案事業)を活用し、県内19カ所で延べ約5,500人が参加して里山での竹林整備を実施した。 今後も、的を絞った竹林整備を中心に取り組んでいく。	農林水産部	267 268
	意見②		おおいた竹林再生モデル事業(平成21~23年度)は、森林組合やNPO法人などを実施主体として、 県が直接補助した事業である。 平成24年度から実施している竹林再生事業は、このモデル事業を発展的にかつ継続性を持たせるため、市町村が実施主体となり、公的に整備が必要な竹林を中心として、計画的に事業を行うよう位置付けた。 *H24年度計画・・・広葉樹林化→ 5ha 優良竹林化→ 20ha ほかまた、個人等が実施する竹林整備についても、引き続き、森林環境税活用事業等で支援を行う。		268